



平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h  
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 六 丁 目 10 番 1 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平  
(コード番号：3667)  
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 木 和 成  
TEL. 03 (6447) 4020

## 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含まない。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に関する議案を、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

当社の取締役が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、当社の株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入するものであります。

#### II. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

##### 1. 報酬等の額等

当社の取締役に対する報酬の額は、会社法第 361 条第 1 項に基づき、平成 23 年 6 月 30 日開催の臨時株主総会において、金銭報酬として年額 2 億 5 千万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、当該報酬額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法であるブラック・ショールズ・モデルを用いることとしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

また、現在の取締役は 4 名（うち、社外取締役 1 名）であります。平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は 4 名（うち、社外取締役 1 名）となります。

##### 2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の数

1,250 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

125,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）、株式併合、合併、会社分割または資本金の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが必要な場合は、当社は合理的な範囲で調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の内容等

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

平成 29 年度に本新株予約権の権利行使においては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議において、権利行使条件として四半期営業利益の黒字化を条件として付した上で付与することを想定しております。

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以 上